

# 相模原市市営墓地基本計画改定版

< 概要版 >

相 模 原 市

# 第1章 計画策定の経緯と目的

## 1 計画策定の経緯

本市は、平成14年度に計画期間を平成14年度から令和13年度までとした「改定 市営峰山霊園整備計画 基本構想」を策定しました。

平成元年から平成22年までの峰山霊園の墓地整備で一般墓所は7,548区画、合葬式墓所は5,000体分を整備し、これに伴う公募で平成27年3月までに一般墓所は全9期で7,548区画を、合葬式墓所は全3期で1,200体分を供給してきました。

平成14年度の基本構想策定に当たって、墓地に関する市民アンケート調査を行い、その後、平成19年度に「相模原市営霊園整備調査」、平成23年度に「市政に関する世論調査」の中で墓地に関する市民アンケート調査を行い、変化する墓地需要の動向を把握してきました。

変化している社会情勢や墓地に対する考え方への対応、高まる墓地需要への対応、また平成18年及び平成19年の市町合併後の新たな相模原市に即した今後の市営墓地の在り方を検討すべく、平成24年度に相模原市市営墓地の在り方検討委員会（平成23年8月に設置した有識者と市民委員で構成される相模原市市営墓地に関するあり方検討会が前身）を設置し、同委員会で今後の市営墓地整備に関する検討が行われました。この委員会においてアンケート調査の必要性が提案されたことを踏まえ、平成25年度に「相模原市営霊園整備調査」を行いました。

## 2 計画策定の目的

本計画は、平成14年度に策定した「改定 市営峰山霊園整備計画 基本構想」の要素を取り入れ、同基本構想策定後の社会情勢の変化に対応し、平成25年度に実施した調査による墓地需要、相模原市市営墓地の在り方検討委員会での提言及び現在の市営墓地の供給状況を基に、長期的視点に立った相模原市市営墓地における整備の基本計画策定を目的とします。

## 3 計画の位置付け

本計画は、相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられ、市営墓地における基本計画として、今後進めていく墓地の整備に関する基本方針及び整備計画を定めるものです。

## 4 計画期間

計画の期間は、平成27年度から令和11年度までの15年間です。

なお、市民の市営墓地に対するニーズ、墓地需要の変化等を把握の上、令和5年度に中間見直しを行うものとしていたことから、令和5年度から令和11年度までの7年間の計画期間について次章以降の見直しを行いました。

## 第2章 市営墓地、民営墓地の現況

### 1 市営墓地の現況

#### (1) 柴胡が原霊園の現況

○所在地

相模原市中央区南橋本 3 丁目 17 番 1

○施設の概要

種別	霊園
管理面積	1.01ha
供用開始	昭和 25 年（旧相原村墓地に隣接する区画整理地に相模原町営墓地として設置）
総区画面積	5,778.69㎡（整備完了）

○墓地の区画数等（令和5年4月1日現在）

墓地の種別	使用期間	区画面積	供用区画数
普通墓所	永年	3.1㎡～19.8㎡	752区画

○使用料（カポート設置費用は含まず）及び年間管理料

墓地の種別	使用期間	区画面積	使用料	年間管理料	
				市内	市外
普通墓所	永年	3.1㎡～ 19.8㎡	96,000円/㎡	500円/㎡	750円/㎡

※年間管理料は、使用者が市外に居住する場合、5割増しとなります。

#### (2) 峰山霊園の現況

○所在地

相模原市南区磯部 4573 番地 2

○施設の概要

種別	霊園
整備済面積	15.00ha（公園面積 12.3ha 墓域面積 2.7ha）
供用開始	平成 2 年 10 月
都市計画決定	昭和 55 年 12 月（16 ha）

○墓地の区画数等（令和5年4月1日現在）

一般墓所

墓地の種別	使用期間	区画面積	供用区画数
普通墓所	永年	4 m <sup>2</sup>	1,776 区画
		2.5 m <sup>2</sup>	956 区画
芝生墓所	永年	4 m <sup>2</sup>	3,023 区画
		2.5 m <sup>2</sup>	1,401 区画
墓石付芝生墓所	10 年	2.5 m <sup>2</sup>	392 区画
合計			7,548 区画

合葬式墓所

墓地の種別	使用期間	区分	整備体数	埋蔵数
慰霊碑型合葬式墓所	永年	1 体用	5,000 体	646 体
		2 体用		1,826 体
樹林型合葬式墓所	永年	1 体用	5,000 体	130 体
		2 体用		324 体
合計				2,926 体

○使用料（カロート設置費用を含む）及び年間管理料

墓地の種別	使用期間	区画面積	使用料	年間管理料 市内	年間管理料 市外
普通墓所	永年	4 m <sup>2</sup>	606,000 円	6,500 円	9,750 円
		2.5 m <sup>2</sup>	445,000 円	4,500 円	6,750 円
芝生墓所	永年	4 m <sup>2</sup>	606,000 円	6,500 円	9,750 円
		2.5 m <sup>2</sup>	445,000 円	4,500 円	6,750 円
墓石付芝生墓所	10 年	2.5 m <sup>2</sup>	189,000 円	4,500 円	6,750 円
慰霊碑型合葬式墓所	永年		90,000 円 (1 体につき)		
樹林型合葬式墓所	永年		92,000 円 (1 体につき)		

※墓石付芝生墓所の使用期間を更新する際の使用料は、使用者が市外に居住する場合、5 割増しとなります。

※年間管理料は、使用者が市外に居住する場合、5 割増しとなります。

※合葬式墓所は、年間管理料がかかりません。

※合葬式墓所の最大埋蔵数は 5,000 体ですが、埋蔵室の埋蔵可能数は 2,500 体です。

### ○峰山霊園の公募状況

峰山霊園の公募状況を見ると一般墓所については、平成25年度第9期整備区画の公募を行い、その後は返還された墓所の公募のみを行っています。

合葬式墓所については、令和2年度第6期に慰霊碑型合葬式墓所の埋蔵室が満量になり、令和3年度からは樹林型合葬式墓所の公募を開始しています。公募については、1体用と2体用の申込区分があり、それぞれに有骨・生前区分を設け、有骨区分に9割の優先枠を設けていましたが、令和3年度からは生前区分の公募は行っていません。

峰山霊園の整備について、合葬式墓所は、10,000体（5,000区画）埋蔵可能なものを整備し、未公募数は約7,000体（3,500区画）となっています。

## 2 相模原市内及び近隣自治体の民営墓地の状況

相模原市内及び近隣自治体には多数の民営墓地が開設されています。平成25年度と令和4年度の市民アンケート調査を比較すると、市内では2,488区画、近隣自治体の民営墓地を含めると37,395区画増加しています。多くが1㎡前後の一般墓所で、ペットと共に埋蔵ができるなど多様なニーズに対応しています。

## 第3章 墓地ニーズの調査・検討状況

### 1 市民アンケート調査の結果

平成25年度と令和4年度に実施した市民アンケート調査で本計画の改定において参考とした主な結果の比較を示します。

#### (1) 墓地取得の必要性

回答者の世帯における「新たにお墓を必要としていますか。」との問いに「はい」と回答した人の割合は、平成25年度で25.6%、令和4年度で14.2%でした。このことは、墓地需要が大きく後退したことを示しています。

#### (2) 希望する墓地の運営形態

令和4年度の調査で「新たにお墓を必要としていますか。」との問いに「はい」と回答した人のうち、「希望する墓地の運営形態」について尋ねたところ、「公営（市営）墓地」と回答した人の割合は76.1%でした。このことは、多くの市民が市営墓地を希望していることを示しています。

#### (3) 市民が望む墓地の形状

「新たにお墓を必要としていますか。」との問いに「はい」と回答した人のうち、「希望するお墓の形状」について尋ねたところ、「合葬式墓所」と回答した人の割合が平成25年度の5.3%から令和4年度の33.9%と約6.5倍に増加し、「一般墓所（和形・洋型）」と回答した人の割合が平成25年度の52.0%から令和4年度の23.0%に半減しています。

また、市民アンケート調査の回答者全員に「今後、市が整備すべきお墓の形状」について尋ねたところ、「合葬式墓所」と回答した人の割合が平成25年度の18.6%から令和4年度の45.9%と約2.5倍になっています。このことは、新たに希望する墓地の形状が一般墓所から合葬式墓所へ大きく変化していることを示しています。

#### (4) 墓地と一緒に入りたい人

「お墓と一緒に入りたい人」について尋ねたところ、回答が多かった順は、平成25年度の結果と令和4年度の結果のいずれも同様で、多い順から、「配偶者」と回答した人の割合が平成25年度は57.2%、令和4年度は50.6%、「身近な家族」と回答した人の割合が平成25年度は41.8%、令和4年度は38.9%でした。また、「こだわらない」と回答した人の割合が平成25年度の13.1%から令和4年度は17.9%に増加し、「先祖代々」と回答した人の割合が平成25年度の19.6%から令和4年度は17.7%に減少しました。また、令和4年度の市民アンケート調査の新規項目である「墓に入るつもりはない」と回答した人の割合は7.6%でした。このことは、相模原市

市営墓地の在り方検討委員会の報告にある「従来の先祖代々を祀る「家墓」とは異なる」という内容と合致していることを示しています。

#### (5) 自由意見

令和4年度の調査においては、「合葬式墓所等」への言及が最も多く17.3%で、その多くが肯定的意見でした。

## 2 相模原市市営墓地の在り方検討委員会の報告

相模原市市営墓地の在り方検討委員会の報告では、永続的な墓地の供給として、「先ずは市営墓地が墓地需要に対して率先して対応していくという考え方を基本として、市内の民営墓地の供給状況を見つつ、民営墓地に配慮しながらも、市内の墓地需要を全体として適時適切に吸収できるよう、市営墓地が担うべき墓地供給量とその時期を見通し、計画的に実行していくことが必要である。限られた用地の中で、地方公共団体として市民の墓地需要に対する責任を果たすための有効な方策を検討し、実施していく必要がある。」とあります。

また、「合葬式墓所に代表される省スペース型の墓地は、その集約性に伴い従来型墓地と比較して墓地使用料等が低く設定でき、求める側にとっての負担軽減につながることから福祉的な側面を有しており、峰山霊園の既存の合葬式墓所に加え、同様の省スペース型の墓地を今後も整備・供給していくことが望まれる」とあります。

## 3 民営墓地へのアンケート調査の結果

本計画の改定に当たり改めて調査はしていませんが、平成25年度に相模原市内及び近隣自治体の民営墓地にアンケート調査を行ったところ、「民営墓地は、それぞれの特徴を生かして多様なニーズに対応していくが、市営墓地は最小限の公的な役割を担うべき」「使用料、管理料を抑えて低価格な墓所を供給する役割を担うべき」との回答が得られました。

## 第4章 市営墓地の必要性と墓地需要

### 1 市営墓地の必要性

- 墓地の経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であること。(厚生労働省の「墓地経営・管理の指針」)
- 市営墓地が担うべき墓地供給量の整備が必要であること。(相模原市市営墓地の在り方検討委員会の報告)
- 市営墓地の公募が高倍率であること。
- 一般墓所は、市内と近隣自治体に多数の民営墓地が開設され、その需要を吸収している。

### 2 相模原市内における墓地の需要数

- 令和5年度から令和11年度までにおける墓地の需要数は、約3,800世帯(区画)です。

### 3 市営墓地の需要数

- 市営墓地の需要数は、市内の墓地需要の76.1%である約2,900区画です。

## 第5章 市営墓地の基本方針

### 1 市営墓地の目指すべき方向性

- 「墓地の効率的な活用の推進」「既存墓地再整備と省スペース化」「公園墓地としての機能充実」を目指します。

### 2 市営墓地が果たすべき役割

- 「永続的な墓地の供給」「誰もが利用できる墓地の供給」「特性を生かした墓地の整備」を市営墓地が果たすべき役割とします。

### 3 基本方針

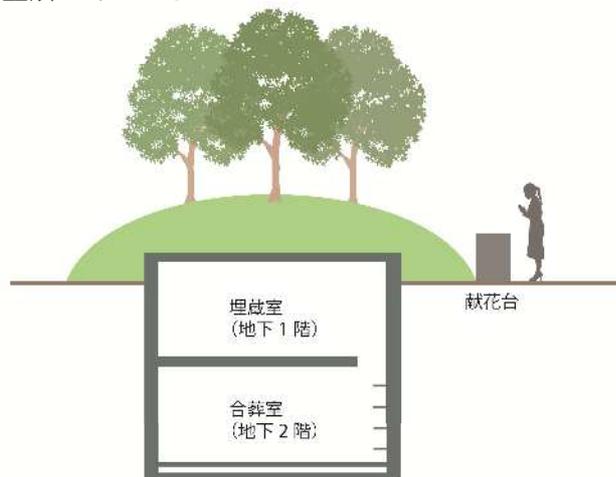
- 増加する墓地需要に対応しつつ、市営墓地の果たすべき役割に理解を求め、より多くの市民が利用できる墓地を整備します。
- 民営墓地の供給状況から計画期間中の一般墓所の整備を凍結し、墓じまいなどで返還された空き区画を再整備し供給します。
- 省スペースかつ墓地使用者の経済的負担が少ない合葬式墓所を整備します。
- 墓地の持つ特性を生かし、公園機能に配慮した墓地を整備します。

## 第6章 整備する墓地の形状と区画数

### 1 整備する墓地の形状

- 合葬式墓所を整備します。

○樹林型の合葬式墓所のイメージ



### 2 整備する墓地の区画数

- 整備する墓地は、合葬式墓所 2,500 区画（5,000 体）とします。

○改定後の計画期間内における新たな墓地の整備数

合葬式墓所 2,500 区画（5,000 体）

今後の応募数の高まりによっては、適正な供給数を確保するため、更なる合葬式墓所の整備が必要になる場合があります。

※合葬式墓所の区画数

合葬式墓所は、個人単位の埋蔵のため、2 体分で 1 区画として区画数を計算します。

## 第7章 整備計画

### 1 整備する箇所

• 計画期間内の墓地需要に対応可能な峰山霊園で墓地の整備を行います。

○今後の整備予定

合葬式墓所	駐車場	その他
2,500 区画 (5,000 体)	30 台程度	無縁墓石保管場所 芝生の敷設 園路整備等

○整備プランの一例（平面図）



## 2 整備費と使用料

- 合葬式墓所及び駐車場等の整備費用は、使用者の皆様にご負担していただきます。

## 3 具体的な整備内容

### (1) 合葬式墓所

合葬式墓所の整備に当たっては、既設の樹林型合葬式墓所や周辺環境と調和のとれた樹林型合葬式墓所を整備します。

また、今後の応募数の高まりによっては、適切な供給数を確保するため、更なる合葬式墓所の整備が必要になる場合があります。

### (2) 駐車場

墓参者が利用しやすいエリアに駐車場を整備します。

### (3) その他

今後、無縁墓の整理を行うに当たり、墓石の一時的な保管場所を整備します。また、本計画期間内に墓地を整備しない場所においては、周辺環境と調和を図るため芝生の敷設を行います。

#### (4) 今後のスケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

種別／年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
既設合葬式墓所 (慰霊碑型)								※1
既設合葬式墓所 (樹林型その1)	○	○	○※2					
新設合葬式墓所 (樹林型その2)	実施 設計	整備	整備	○	○	○	○	○
合葬式墓所 (その3)	実施設計 整備 ○ (※3)							
一般墓所	整備凍結 (返還区画の公募は行う。)							整備 再検討
駐車場、 墓石の保管場所、 芝生の敷設等			実施 設計	整備				

「○」は公募スケジュール(案)を表しています。

※1 既設合葬式墓所(慰霊碑型)の公募再開は令和13年度から予定しています。

※2 令和7年度に既設合葬式墓所(樹林型)の埋蔵室が満量となる見込みです。

※3 合葬式墓所(その3)の整備区画数や整備時期等は、公募状況等の需要を基に改めて検討します。

## **第8章 改定前の本計画において検討課題としていた事項**

### **1 墓石付芝生墓所（期限付墓所）の導入についての課題**

期限付墓所である墓石付芝生墓所の当初の公募状況を見ると、応募数が公募数に満たないことがありましたが、第2章の報告のとおり平均応募倍率が4.55倍となっています。今回の改定においては、墓石付芝生墓所（期限付墓所）の新規導入は見送りとしますが、引き続き運用します。

### **2 柴胡が原霊園についての課題**

柴胡が原霊園に日陰がないといった課題については、計画期間内に東屋の整備を検討します。

また、柴胡が原霊園への合葬式墓所の導入については、合葬式墓所を整備するスペースがなく、既存の墓地を整理し、新たなスペースを生み出すことも困難であることから行わないこととします。

相模原市市営墓地基本計画改定版

< 概要版 >

令和6年3月

相模原市環境経済局公園課

相模原市中央区中央2-11-15

電話042-754-1111（代）